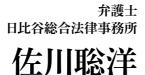
第Ⅰ部講演

独占禁止法と 違反事件の考察





第 I 部の講演では、弁護士の佐川氏に独占禁止法と違反事件の考察と題してお話しいただいた。

佐川氏は、単なる情報交換という認識で行った行為が独占禁止法違反と認定されるリスクがあること、さらには独占禁止法違反という嫌疑への"巻き込まれリスク"があることに言及。競争事業者との情報交換は原則として差し控えるべきと力説された。また、万一、独占禁止法違反と認定された場合の制裁の厳しさを、シミュレーション事例として時系列で具体的に語られ、重大なリスクがあることを自覚し、周囲の人々にも周知徹底してほしいと訴えた。

令和元年5月24日(金) 13:10~14:40 トラストシティ カンファレンス・丸の内(3・4号室)

〈独占禁止法違反に対する制裁〉

●厳しい処分と無自覚行為

独占禁止法違反には、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法などがありますが、今回は、独占禁止法に違反した場合には峻烈な制裁が待ち受けていることを、より現実味をもって理解いた

だくため、独占禁止法違反の中でも、カルテル、 受注調整行為を典型例とする「不当な取引制限」 の場面に絞り、実務的・具体的な話をしたいと思 います。

まず、独占禁止法違反に対する制裁ですが、カルテル、受注調整を行った場合、会社としても個人としても、極めて厳しい制裁に直面することに

なります。そして注意したいのは、営業担当者が カルテルや受注調整ではない「単なる情報交換」 だと思ってした行為でも、独占禁止法違反の「不 当な取引制限」に当たると公正取引委員会(公取委) から認定された事例は多数存在するという点です。

繰り返します。カルテルや受注調整違反に関するポイントとして、違反すると、会社も個人も極めて厳しい制裁を受けること、カルテルや受注調整ではなく、単なる情報交換のつもりで行った行為であっても、カルテル、受注調整行為と捉えられてしまうリスクがあることが挙げられます。

●シミュレーション① (個人)

カルテルや受注調整の疑いをかけられた場合、 あなたの身にどのようなことが起こるのかをシ ミュレーションしてみましょう。もっとも、これ から話すことは、シミュレーションといってもまっ たくの空想ではなく、実際に私が関与したいくつ かのカルテル、受注調整事案をベースにした「あ り得るシナリオ」です。

平成31年2月5日(火)朝9時、あなたが所属 する会社の本店および全国の支店に、公取委の審 査官が同時に臨場します。これが立入検査と呼ば れるものです。立入検査では、会社・オフィスだ けでなく、出勤後のあなたの自宅に審査官がやっ て来る場合もあります。あなたの不在中、審査官 が自宅にいた家族に対して被疑事実告知書を交付 して、「これからカルテル・受注調整に関与した疑 いで、○○さんの自宅を調べさせてもらいます」 と告げて自宅に入り、手帳、ノート、書類、電子 メールなどの提出を命じ、または任意提出を受け た上で領置などがなされます。立入検査から2時 間後の午前11時頃、会社では、審査官からあなた に対して、「あなたに聞きたいことがある。ここで は落ち着いて話も聞けないため、同行いただけな いか」等と言われ、東京であれば霞が関の公取委 に、東京以外であれば全国各地の公取委の地方事 務所に同行を求められます。この段階で求められ ているのは任意による調査協力ですが、特段の理 由がある場合は別として、拒むことは事実上難し いでしょう。聴取は、公取委庁舎の個室において

通常審査官2名で行われますが、あなたは1人です。お昼休みや適宜休憩を挟んで、初日は夜の8時くらいまで聴取が続くことが多く見られます。

翌日2月6日(水)も、前日に「まだ聞きたいことがある」と審査官から要請された上で、朝9時30分頃から公取委での聴取が行われます。カルテル・談合事案は、通常行政事件として調査が行われますが、公取委からみて悪質だとされる事案については、刑事告発も視野に入れて検察庁が並行して取調べを行うこともあります。例えば直近では、リニア談合事案は東京地検特捜部を中心とした取調べが初期段階から行われています。

こうした公取委、地検からの聴取と並行して、会社の代理人からのヒアリングも始まります。これは、通常、カルテル・談合は会社ぐるみで組織として行われず、担当者限りあるいはそれに近い上司・部下数名だけで行われることが多いため、会社としてはそれまで把握していなかった事実関係を早急に確認する必要があるのです。これは、のちに話すリニエンシー(自主申告による課徴金減免制度)の効果を受けるためであり、会社としても弁護士に依頼して直ちに調査を始めることになります。

こういった公取委、地検からの聴取や、会社代理人弁護士からのヒアリング等を受ける中で、あなたに「あのときの行為が疑われているのかもしれない」というような後ろ暗いことがある場合などには、「この先、会社の代理人、あるいは会社が自分をどこまでディフェンスしてくれるだろうか」と悩む場面が出てくることもあります。なぜなら、「独占禁止法違反行為は行わない」というポリシーを定めている会社の利益と、会社の関与しない場面で独占禁止法違反を疑われる行為をした個人の利益が衝突する場合があり得るので、個人として自分の弁護士を立てなくてはいけないのか、という悩みを持つ場面も出てくるのです。

聴取を受けているストレス、加えて自分の弁護 士を立てるべきか、その費用をどうするのか、逮 捕されることがあり得るのか、会社を解雇されな いか、そうなったとき家族はどうなるかなど、不 安材料が次々と出てくるかもしれません。そうし た葛藤の日々が数か月間続くことになります。

6月1日(土)、公取委は、本件については特に 悪質であると判断して、検事総長に刑事告発する ことを決定しました。この刑事告発を受けて、検 察庁は、起訴に向けてあなたを逮捕することにな ります。逮捕されたことにより、あなたの実名も 報道されます。

逮捕されると、逮捕後は引き続き勾留され、東京であれば小菅の東京拘置所などに勾留されます。このように逮捕・勾留を経た上で、検察官に起訴されることで刑事裁判手続が始まります。最近では、カルロス・ゴーン氏の事案がありましたが、否認事件において一度逮捕勾留された場合には、保釈請求をしても棄却されることが多いようです。刑事裁判手続の進捗等に応じて取り巻く事情が変わるたびに弁護人は保釈請求をしますが、なかなか保釈は認められず、結局、勾留期間は数か月に及びます。ある独占禁止法違反被疑事案でも、会社の営業担当者が突然逮捕され、勾留期間が9か月程に及んだことがあります。さらに、起訴後、刑事裁判が1年数か月から2年といった期間続くことになります(否認事件の場合)。

●立入検査・任意聴取の実際

個人が受ける調査・刑事裁判手続の大まかな流れは以上のとおりですが、立入検査や任意聴取が どのようなものか、個別にみていきます。

立入検査では、オフィスのロッカー、キャビネット、机周り等のすべてを調べられ、審査官が関係ありそうだと判断した一切合切の物が段ボールに詰めて持っていかれます。あなたのノートや手帳、伝票類、携帯電話が持っていかれるほか、業務上利用しているパソコンのデータなどもコピーされます。メールもすべてチェックされ、「このメールに書かれている『会合』とは何?」「A社、B社の担当者と会っているようだけど、これは何?」「定期的に開かれる事業者団体の集まりの後、毎回居酒屋に行っていたようだが、居酒屋で何を話した?会計は都度割り勘にせず、持ち回りで1社が全額支払っている領収書が残っているが、このような支払いにしている理由は?」など、事細かに、

任意の聴取で聞かれることになります。

このように、審査官は押収した書類やデータをすべて精査する、いわゆる「物読み」を行います。物読みの対象はあなたの会社から押収した物だけではなく、競合他社から押収した物もあり、それらの精査検討を経て、審査官は、細かな点までつひとつ問い質し、書類等の客観的な証拠とあなたの供述に矛盾・齟齬などがあれば、徹底的にその点を確認されます。例えば、「あなたはこの日、他社との話合いなどしていないと言うけれど、A社のaさんとB社のbさんの手帳には、あなたを含めた3人で会う予定の時刻・場所の記載があるし、aさんとbさんは、その会合で、これから販売する医薬品価格の方向性について話し合った、と言っている」などと、厳しい追及を受けます。

任意聴取は、独占禁止法違反への具体的関与が 疑われるキーパーソンであれば10回以上、事件に よっては30回以上呼ばれた例もあるようです。仮 に、自分は疑われるようなことに関与した記憶が 全くない場合でも、週に2回も3回も呼ばれれば 仕事にも支障が出ますし、そもそも何を疑われて いるか分からないプレッシャーも大きい中、厳し い追及を受けるため、全く身に覚えのない人でも ストレスは大きく、精神的な安定を失っていくこ ともまま見受けられます。

●供述調書のリスク

任意聴取がなされ、審査官が必要と判断した場合には供述調書が作成されます。その作成過程は、例えば以下のようなものです。任意聴取において、審査官からは、「何月何日、八重洲の喫茶店αで、A社、B社、C社、D社の担当者と集まり、現在、劇的な効果があるとして注目されている高額医薬品Xの販売価格をいくら以上とすることについて話し合っただろう」などと聞かれます。自分自身はまったく覚えがないので「そんな記憶はありません」と言ったとしても、「いやA社のaさん、B社のbさん、C社のcさん、D社のdさんは、みんなあなたとこういう話をしたと言っているんだよ」と問い詰められます。それでも「記憶がない」と答えると、「その日、彼らと会ったことは事実だ

ろう」と質問を変えてきます。思い出してみると、日にちは正確ではないけれど、その頃に開催された事業者団体の会合後に、比較的親しい競合大手の何社かの人と八重洲の喫茶店で一緒にお茶をしたことがあったことを思い出し、「喫茶店には行ったかもしれません。しかし価格についての話をした覚えはありません」と言うと、「その当時、高額医薬品Xが値下がりしそうだという業界新聞報道があった。これがその新聞記事の写しだよ。同じ医薬品業界の営業担当者とのお茶の席の話題として、『値下がりは困るから何とかしないといけないな』という話題が出てないか」「値下がり報道を見て、値下がりすると困るという話はしただろう」「いくらいくらよりも値が下がると困るとも話しただろう」などとたたみかけられます。

そこまで言われると絶対にしていないとは言い切れないかもしれないと思い、「したかもしれません」と口を濁した瞬間、あなたとしては可能性の話として「かもしれない」と述べたことが、あたかも事実として「した」と述べたことを前提としたかのようにして聴取が進み、さらにそのような内容の調書案が作られることもあるのです。このようなやり取りを経て、審査官からは、「あなたのようなやり取りを経て、審査官からは、「あなたの話をまとめるとこういうことだ」と言われ、例えば、「私は、何月何日、八重洲の喫茶店 a で A 社、B 社、C 社、D 社の担当者と集まり、現在、劇的な効果があるとして注目されている高額医薬品 X の販売価格を○円以上とすることについて話し合いました」等と書かれた審査官作成の調書案を見せられることもあり得るのです。

このように、実務上、話した内容とは異なる調 書案が作成されることはしばしばあります。弁護 士からは、公取委の聴取に呼ばれた方に対して、 「調書が作成される場合、署名押印前に見せられる 調書案をよく読み、記憶に合わない記載がある場 合には、『私の記憶に合わない記載があります』と 述べて修正を求め、適切な修正がされない場合に は署名押印に応じられないと審査官に伝えてくだ さい」とアドバイスをしています。しかしながら、 記憶に合わないので修正を求めても、審査官から は、「いやいや、あなた、確かにこう言ったじゃな



独占禁止法違反等について詳しく話す佐川氏

いか。言ったことを文字にしたのがこれなんだよ」などと言われたり、さらには「署名できないのであれば、この先も何回も来てもらうしかないよ」と言われるなどした結果、結局、記憶に合わない調書を取られてしまうことも多いのです。しかしながら、一度供述調書に署名押印をした場合、その供述調書は今後の行政手続や裁判手続等で証拠として提出され、その段階で「記憶に合わないので訂正を求めたが応じられなかった」と反論をしても、そのような反論が認められる可能性は実務上は極めて低いのです。

何度も公取委に呼ばれた人は、ほとんどの場合、 供述調書を作成されます。また、作成される供述 調書は1通とは限らず、キーパーソンであれば、 何通も作成されますし、公取委だけでなく検察庁 でも作成されます。

●シミュレーション② (会社)

次は、個人ではなく会社に何が起こるかのシ ミュレーションです。

公取委からは、行政処分としての排除措置命令、 課徴金納付命令を受けます。課徴金納付命令は、 カルテル・談合の対象となった商品について、対 象期間(現行法では3年が上限ですが、令和元年 改正法が成立した場合には最長10年となります。) における合計販売価格に原則10%を掛けた金額の 課徴金の納付を求められるものであり、その額は 1社当たり数億円から数十億円規模になることも あります。また、会社が刑事訴追を受ける場合も あります。

こういった行政処分としての排除措置命令・課 徴金納付命令や、刑事手続としての公訴提起がさ れると、公発注がある業界では、公発注における 指名停止や営業停止の処分を受けます。

民事上の責任追及としては、カルテル・談合の 対象となった商品、先ほどの例でいえば劇的な効 果が認められる医薬品Xについて、納入先の薬局 や病院等から、談合によって不当に高い値段で売 りつけられたということで、不当に吊り上げられ た金額分の損害賠償請求や、契約に際して独占禁 止法違反行為をしていた場合には違約金を支払う 旨の契約条項がある場合にはその条項に従って違 約金の支払請求を受けるなど、民事訴訟の展開も あります。さらに、会社の株主から、違法なカル テル行為によって会社に損害を与えた、あるいは 速やかにリニエンシーをするための社内体制を講 じていなかったことで会社に損害を与えた等を理 由とする株主代表訴訟が提起されることもありま す。また、法的責任追及というよりは事実上の責 任追及ですが、カルテル・談合の当事者となった 会社の社長などが引責辞任することもあります。 このように、独占禁止法違反のカルテル・談合行 為に関与した場合、会社も様々な制裁を受けます。

〈独占禁止法とは?〉

●不当な取引制限の禁止

これまでお話ししたところからも、独占禁止法に違反した場合には極めて厳しい制裁に直面することがお分かりいただけたと思います。そうした厳しい制裁を受けることがないように、独占禁止法についてご説明したいと思いますが、冒頭でも述べたように、今回は、独占禁止法にいくつか定められている規制内容の中の「不当な取引制限の禁止」にフォーカスしてお話しします。

不当な取引制限の禁止に違反する典型的なものはカルテル、受注調整、入札談合と呼ばれるものです。

さらに具体的に言うと、競争事業者との間で、 ①価格の決定(価格の維持、引上げを決める)、② 生産・販売数量の決定、③入札談合、受注予定者の決定などの行為を、「意思の連絡」の下で行えば「不当な取引制限の禁止」に違反することになります。この「意思の連絡」は、明示・黙示を問いません。つまり、書類に残したり言葉に出したりしなくても、暗黙の了解の下で意を通じて行うことで足りるとされています。

不当な取引制限の禁止については、公取委ウェブサイトのQ&Aにおいても、「事業者または事業者団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為は『カルテル』(不当な取引制限)として禁止されています。これは、紳士協定、口頭の約束など、どんな形で申合せが行われたかにかかわりません。カルテルは、商品の価格を不当に吊り上げると同時に、非効率な事業者を温存し、経済を停滞させるため、世界各国でも厳しく規制されています」と説明されています。

本日お話しする内容は日本国内での制裁に限定していますが、国際カルテルなどの事案では、欧州委員会による制裁金や米国司法省による罰金など、日本の独占禁止法によるものと比較してさらに格段に厳しい制裁を受けることになります。例えば、自動車部品カルテルなどにおいても、1社当たり数十億円~数百億円の制裁金や罰金が課されています。

●「意思の連絡」とは

気をつけてほしいのは、先ほど少し触れた違反 要件にある「意思の連絡」が、実務上、極めて簡 単に認定されてしまうリスクがあることです。

過去、「意思の連絡」が認定された事案として、数回の会合を重ねて、価格についていろいろな情報交換が行われたという事情の下、ある者が他の者の行動を予測し、これと歩調を揃える意思で同じ行動に出たとして「意思の連絡」ありとされた事例があります。例えば、ある商品の販売価格について、A社は1000円ぐらい、B社は1100円を下回らないぐらいにするつもりと言っていたという事情の下、それを聞いていた他社はA社やB社が

述べた1000円から1100円の間の販売価格で他の各 社も販売するだろうと予測し、それに合わせて同 程度の価格で販売行為に出たとすれば、その情報 交換自体により「意思の連絡」によるカルテルの 合意が成立したと認定されるリスクがあります。

また、会合や議事でのやり取りから、同業者の一般的な知識・知見等に基づき一定の認識が得られ、それに基づいてその内容が実行に移されれば、価格について直接話をしなくても「意思の連絡」ありとされることがあります。例えば、自動車業界で部品メーカーに対して毎年価格の引下げ要求があり、それに対して部品メーカーの会合で誰かが「全額は応じられない。燃料費の値上げ分くらいは認めてもらわないと」といった発言内容から、燃料費値上げ分を勘案すれば要求額の70%ぐらいの価格引下げはやむを得ないと概ね誰もが分かり、そのような認識に基づいて各社が70%程度の引下げ要求に応じた価格で妥結した場合には、価格の合意があったと認定されてしまう可能性があります。

さらに別の事例として、ある事業者が、他の同業事業者の価格引上げについて単に認識するだけでは足りないものの、事業者相互で拘束し合うことを明示して合意するまでの必要はなく、お互いに他の事業者が価格引上げをすると認識し、暗黙のうちに認容した場合に、「意思の連絡」があったと認定されています。

さらに、「意思の連絡」があったのかどうか争われる場合として、次のような事例も想定されます。例えば、同業の事業者50社の営業担当者が参加する会合があり、そのうち比較的シェアの大きい上位4社(A~D社)が実は会合前に価格に関する合意をしており、50社が集まる会合で、「新商品Xの販売価格は1000円ぐらいだと思っている」とA社が言い、B社も「うちもそれくらいだと思っている」と言い、C社、D社の担当者も黙って頷いていたという事例があったとします。その事例では、実際に価格に関する合意をしたのは4社であったにもかかわらず、50社会合での4社の発言に対して他の46社が特段異議を述べず、しかも結果的に同じような価格で販売した場合には、残りの46

社も最初の4社が行ったカルテル行為に加わったとして、50社によるカルテルとして立件されることもあり得ます。この場合、46社は、カルテルに参加する意図もその認識もないまま、単に4社が述べた話を参考にしつつも独自に販売価格を決めていたとしても、独占禁止法違反行為のカルテルに巻き込まれてしまうリスクがあるわけです。

明示の合意がなくても、「意思の連絡」があった とされれば、カルテル成立と認定されます。言葉 に出さなくても、状況によっては目配せひとつで カルテルは成立するということを知っておいてい ただきたいと思います。

●「同業他社との事前の接触」のリスク

カルテル、受注調整との関係では、同業他社と の事前の接触自体が、独占禁止法違反と認定され るリスクを格段に高めることになります。ここで いう「事前の接触」というのは、価格引上げや価 格維持の決定よりも前に競合他社と接触している ことです。先ほどお話ししたように、言葉に出さ なくても状況によっては目配せひとつで「意思の 連絡しがあったと認定されるリスクがあり、同業 他社と事前に会っていること自体が、そのような 「意思の連絡」を行うための接触であったとか、そ うした接触により明示又は黙示の「意思の連絡」 があったと認定されるリスクがあります。さらに、 複数の同業他社と「価格等が概ね一致している」 という事実が認められる場合には、それが事前の 接触により「意思の連絡」が成立した結果である と推認されるというのが、ある程度定着した実務 です。

このように、「事前の接触」と「価格等の一致」があった場合には意思の連絡があったと推認される実務があることを踏まえれば、同業他社との「事前の接触」については高いリスクがあると考えるべきです。第一に、競合他社の担当者と接触する場面においては、同じ業界に身を置く立場からどうしても業界の話題が出がちであり、仕入価格や原材料価格の高騰といった環境も共通することから、センシティブ情報と呼ばれる、競争に影響を与えてしまうような情報、典型的には価格情報を

話題にしてしまうリスクがあります。第二に、先 ほどお話ししたような巻き込まれリスクがありま す。自分としてはカルテルなどの話合いをしたと いう認識がない場合でも、同業他社の複数の担当 者との会合、飲み会などの場で一部の参加者がカ ルテルと認定される合意をした場合、その場にい た以上そのカルテル合意の内容を認識・認容して いたはずである、としてカルテル合意の当事者に 巻き込まれるリスクがあるということです。

●同業他社との情報交換のリスク

繰り返しになりますが、競争事業者間で情報交換をした上、商品の価格、販売・生産数量などを共同で取り決めることは、明白に不当な取引制限に当たる行為です。一方、競争に影響を与えない情報を交換するにすぎない場合は、不当な取引制限には当たりません。

しかしながら、先ほどお話ししたように、情報 交換のための接触・連絡、とりわけ事前の接触・ 連絡には、カルテルと認定されるリスクがあり、 また、同業他社と接触・連絡をしていること自体 が、「何か疑わしい行為をしているのではないか」 と疑われるというリスクもあります。同業他社と 接触する際に、競争に影響を与える情報は交換し ないよう注意することでカルテルと認定されることを避けられるという考えもあるかもしれません。 しかしながら、実際の会話において、競争上問題 のない情報と競争に影響を与えるセンシティブ情 報を区別しながら話すことは難しいものです。医



具体的事例を紹介しながら分かりやすく解説

薬品メーカーを例に挙げると、製造拠点の場所は 通常センシティブ情報に当たりませんが、各工場 の稼働状況、供給余力や利益率、将来の生産計画 などはセンシティブ情報になり得ます。このよう にセンシティブ情報か非センシティブ情報かの判 断は微妙ですし、またその判別の間違いは必ず起 こります。したがって、コンプライアンスの観点 からは、競争事業者間の情報交換は、原則として 差し控えるべきと思われます。

●コンプライアンスマニュアル

会社として、同業者との会合等に出席しない、 情報交換はしないと決めている事業者も多くあり ます。特に外資系企業では、コンプライアンスマ ニュアルで、同業他社の人と会ってはいけない、 会う場合には事前の届出、あるいは事後の上長へ の報告が必要であるとしている会社も多いと思い ます。また、そのようなコンプライアンスマニュ アルにおいて、例えば事業者団体の集まりなどで 競合他社が突然販売価格などの話をし始めたとき にどのように対応すべきかを書いている例もあり、 例えば、「価格の話が出たら、椅子を蹴飛ばして帰 る、机を叩く、大きな声で『価格の話はできない。 この私の発言を議事録に残してくれ』と告げた上 で退席する」と定められることがあります。これは、 巻き込まれリスクを避けるため、自分はカルテル 合意に参加していないことを明確に周りの人の記 **憶あるいは記録に残すためです。そこまでやるか** どうかは別として、事業者団体の集まりなど出席 が必要な会合であっても、万一何か変な話題が出 た場合には、はっきりと異を唱えておくことも必 要でしょう。

●事業者団体の活動

同業他社との情報交換にはリスクがあることは お話ししましたが、競争事業者間の情報交換が必 要な場合もあると思います。そうした場合におい て、カルテル等と認定されるリスクを避けるため に、公取委が公表している事業者団体における情 報活動(情報収集)の考え方が参考になります。

事業者団体は同業事業者で組織する団体なので、

ある程度の情報活動(情報収集)を行う場となり 得ることを前提としていますが、事業者団体が団体としての意思決定によって構成事業者の価格、 供給数量などを制限したり、入札談合を行うと独 占禁止法違反になります。また、現在や将来の事業活動に関する価格など重要な競争手段の具体的 な内容(センシティブ情報)に関して、構成事業 者間での予測を可能にするような情報交換も違法 となるおそれがあります。

では、どの程度の情報交換であれば許容されるのかという点について、前述したように、公取委が公表している事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針が参考になります。もっとも、どのような情報交換であれば許容され、あるいは違法とされるおそれがあるかについては、最終的には、共有・交換される情報の内容、量、態様、利用方法、情報交換の目的、市場の状況などをベースにケースバイケースで判断せざるを得ません。

例えば、ある商品の卸売業界で配送コスト削減 のために共同物流会社を設置することを検討する こととなり、その過程で共同物流拠点の設置場所 を国内のどこにするのが参加各社の物流上最も効 率的かを探るために、この業務提携への参加希望 各社の納品先と物量の情報を共有するとします。 このような情報交換は、業務提携の検討及び実施 という正当な目的のために、必要な範囲・正当な 方法(例えば、そのようにして交換する情報に触 れられるのは、参加各社の非営業部門である企画 部門のメンバーに限るなどの方法) で行う限りは 正当と認められ得ます。ところが、そのようにし て得た他社の情報を営業担当者に伝え、「この地区 はA社がほぼ抑えているから、うちはあちらの地 区中心に営業をかけよう」とするなどして複数の 競合他社間で暗黙の合意の下で棲み分けをした場 合には、独占禁止法違反の問題が生じます。

このように、情報交換のセーフ・アウトの事前 判断や、セーフと判断される場合でもどのような 方法であれば許容されるか等の判断は難しいため、 慎重の上にも慎重さが求められます。したがって、 原則として情報交換は極力控えるべきであり、ど うしても必要な場合には、社内の法務部に持ち帰 り検討すべきです。場合によっては、外部の弁護士に相談することをお勧めします。カルテル違反の制裁の重さに照らして考えると、それぐらいの対策は必要だと考えます。

〈独占禁止法違反に対する措置〉

●医薬品業界での違反事件例

繰り返しになりますが、独占禁止法に違反する と厳しい制裁が科されます。また、先ほどの情報 交換のように、従業員の日常的な営業行為の延長 が独占禁止法違反を問われることになる可能性も あります。

そのため、独占禁止法違反の営業行為は許さないということを、企業のトップから営業担当者へ、強い指示やメッセージとして伝える必要があります。その上で、営業担当者をはじめ社員に対して、独占禁止法コンプライアンスに関する教育、指導、指示の徹底が必要です。皆さんからも、私がお話しした内容を社内に周知していただきたいと思います。

医薬品業界における過去の違反事件例は、不当な取引制限に絞ってみてもいくつかあります。卸売業者に限らずメーカー側の事案も含みますが、昭和58年のカルテル事案、平成14年の宮城県に所在する医薬品卸売業者に対する事案などです。また、現在調査中の案件として、ジェネリック医薬品の販売価格に関するカルテル事案もあります。ジェネリック医薬品の事案については、今年4月22日の新聞報道によれば、公取委はジェネリック医薬品をめぐるカルテル行為があったと認定して排除措置命令と課徴金納付命令を出す方針を固め、その旨の命令案を事業者に通知したそうです。ほかにも、医療業界にまで広げると、最近立入検査があった医療関係事務関連の事案があります。

以上のように、医薬品業界もカルテルとは無縁 の業界ではありません。

●行政手続・刑事手続・民事訴訟

独占禁止法違反に対する主な措置としては、① 行政手続、②刑事手続、③民事訴訟があります。

行政手続は、公取委から最終的には命令として 出されるもので排除措置命令と課徴金納付命令が あります。刑事手続は、公取委の告発を受けて起 訴されることで刑事裁判手続が始まります。起訴 されて被告人となるのは、行為を行った担当者個 人と所属する法人(会社等)です。法律上は、法 人の代表者に対する罰金もあり得ますが、基本的 には行為をした個人と法人の2者です。民事訴訟 は、基本的には損害賠償の問題で、カルテルの対 象となった商品について不当に吊り上げられた価 格で購入させられたことを理由として、その分に ついての損害賠償請求を受けたり、納入契約に違 約金条項がある場合には当該条項に従って対象商 品の売買代金の例えば20%を違約金として支払う ことを請求されるということになります。不当利 得返還請求は、法律上の構成の違いだけで、要は 受けた損害に相当する金銭を返せという請求です。

こうした金銭的請求に関する民事訴訟は基本的に被害者(納入先)から提訴されるものですが、それ以外にも、自社株主から、独占禁止法違反行為を行ったことによって会社に不当な損害を与えたとして同社の取締役を対象とした損害賠償請求である株主代表訴訟を提訴される例もあります。

●その他の措置

そのほか、公発注における指名停止、営業停止 処分、カルテル・談合行為に関与した者に対する 社内就業規則に基づく懲戒処分のほか、独占禁止 法違反行為をした会社の社長が引責辞任をするこ



佐川氏の話を熱心にメモする聴講者

ともあります。また、叙勲の推薦停止などもあり、 例えば、A社が独占禁止法違反をすると、A社の 社長等は、確か3年間又は5年間であったと思い ますが、叙勲の推薦を受けられません。

●排除措置命令

個別に、もう少し詳しくご紹介します。

排除措置命令とは、公取委が、独占禁止法の目的である公正で自由な競争秩序の回復のために、違反行為者に対して行う、その違反行為の排除、再発防止等の措置を採ることの命令です。

例えば価格カルテルの場合、価格引上げ等の合意を破棄したことを自社の取締役会で確認し決議すること、その決議を取引先や自社従業員に対して周知徹底すること、同様の行為を行わないことを取締役会で決議し、またそのために必要効果的と思われる対策(再発防止策)を採ること等が命じられます。再発防止策の例としては、独占禁止法コンプライアンスのための行動指針の作成、定期的な社内監査の実施、営業担当者を含む社員に独占禁止法研修会を行うといったことが必要とよります。また、カルテル行為者を営業部署から異動させることが命じられる例(例えば、その担当者を2年間、営業部署に置いてはならないといった内容)もあります。

●課徴金納付命令

課徴金納付命令とは、カルテル等の独占禁止法 違反の対象とされた商品等の対価の合計額に一定 率を乗じた金額に相当する金銭を、国庫へ納付す ることを命じるものです。

これまでの課徴金の最高額は5社で270億円、1 社単独での最高額は131億円です。総額270億円の 課徴金は、ごみ焼却炉談合事案で命じられたもの で、公取委の審決が平成22年に、命令自体はそれ 以前の平成19年に出されており、これまでこれが 課徴金最高額の事案でした。しかし、最近の新聞 報道によると、アスファルト合材カルテル事案で 8社合計500億円超(約600億円とも)の課徴金納 付命令を出すことが公取委内部で決定したとのこ とですので、記録が塗り替えられるかもしれませ ん。1社当たり課徴金最高額である131億円というのは、海運カルテル事件で日本郵船が命じられたものです。

●課徴金の算定方法

課徴金の算定方法ですが、今通常国会に独占禁 止法の改正法案が提出されているので、変わる可 能性があります。現行法では、カルテルなどを 行っていた(実行行為)期間(実行期間。最大3 年間)中におけるカルテル等の対象商品・役務の 合計売上額の10%が基本で、小売業は3%、卸売 業は2%でした。中小企業の場合は概ねその4割、 累犯 (過去10年以内に課徴金納付命令を受けてい たことがある者)の場合には5割増し、違反行為 において主導的な役割を果たした場合は5割増し、 早期に違反行為をやめた場合には2割減、累犯で 同時に主導的な役割であった場合には10割増しと いった加減算があります。改正法案が成立すれば、 卸売業・小売業率が廃止されて10%に一本化され、 また、課徴金の対象期間が違反行為終了から10年 前まで遡れることになります。

課徴金との関係では、課徴金減免制度(リニエ ンシー制度)があります。これは、自らの違反行 為について、その事実を公取委に対して自主的に 報告した場合には、課徴金が全額免除または減額 される制度です。調査開始(立入検査)前に最初 に申請した者は全額免除です。その後、2位は 50%減額、3~5位は30%減額と減額割合が小さ くなっていきます。調査開始後でも30%減額を受 けられる可能性がありますが、最大3事業者まで であり、また、調査開始前と合わせて最大5事業 者までしか適用されませんので、課徴金減免申請 は可能な限り早く行う必要があります。申請は公 取委にファクシミリ送信で行うこととされ、公取 委が受信した順で申請順位が決まります。ファク シミリ送信時刻のほんのわずかな差で、申請順位 5位で30%減額を受けられるか、6位で一切の減 額なしになるかといった大きな差が出ます。

これが現行法の課徴金減免制度ですが、改正法によると1位は全額免除、2位は20%、3位~5位は10%、6位以下5%のそれぞれ固定された減

免率が定められ、同時に、調査への協力度合いに 応じて変動する減算率が上乗せされるという二段 階方式が採られています。

このような方式を採用する理由については、現 行法の課徴金減免制度は違反行為摘発の端緒提供 に大きな貢献をしている半面、課徴金が一切減額 されない6位以下の事業者に調査協力のインセン ティブがないため徹底否認あるいは調査に協力し ないこと、他方において5位以内に入った事業者 が受けられる減免率は固定されており、それ以上 の調査協力をするインセンティブがないため、違 反行為を早く申請した方が課徴金減免の大きな効 果を受けられることを基本としつつ、事実解明に 積極的に協力した事業者には申請順位を問わずさ らに課徴金を減額する余地を残すことにした、と 考えられます。例えば、この制度の場合、申請順 位6位の事業者に対して固定で与えられる減免額 は5%と低いのですが、協力度合いに応じて最大 40%の減免が受けられ、合計で最大45%の減免が 可能になりますので、申請順位が6位であっても 公取委の事件調査に協力するインセンティブが与 えられるとされています。

●刑事罰

刑事罰について、不当な取引制限の禁止違反の 罪の法定刑は、個人は5年以下の懲役又は500万円 以下の罰金、法人は5億円以下の罰金です。法人 の代表者についても、500万円以下の罰金とする規 定(三罰規定)がありますが、三罰規定が適用さ れた例はないようです。

刑事罰に関しては、最近導入された日本版司法 取引制度と呼ばれる制度との関係もあり、実務上 の対応が難しい問題が出てきています。

●専属告発

専属告発とは、独占禁止法違反では、公取委の 告発がないと検察官は起訴できないというもので す。公取委は、どのような事案を告発するかの方 針を公表しており、「国民生活に広範な影響を及ぼ すと考えられる悪質かつ重大な事案であって、違 反行為を反復して行っている、排除措置に従わな い、公取委の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案」について積極的に刑事処分を求めて告発を行うとしています。独占禁止法が定める行政処分では手に負えない場合には刑事罰にする、ということです。公発注の原資は国民の税金ですので、それに対する談合等は国民生活に広範な影響を及ぼすということで、公発注における談合事案などは刑事事件にされやすい傾向があります。

刑事告発は、これまで23件の事例があります。 直近10年間の告発事件としては、道路舗装災害復 旧工事に関する受注調整の刑事事件、北陸新幹線 の融雪・消雪基地に関する受注調整事件、ベアリ ングカルテル事件、リニア談合事件です。過去、 最も高額の罰金が科されたのは、4罪併合で科さ れた6億4000万円の罰金です。

個人に対する刑事手続においては、刑事告発後に逮捕勾留がなされ、刑事裁判の期間は数か月から数年に及びます。有罪判決がなされれば、法定刑は5年以下の懲役であり、通常6か月から3年の懲役刑が言い渡されており、実刑にはなって執行猶予が付されており、実刑にはなっていません。もっとも、執行猶予期間は、以前が2~3年であったものが最近は3~4年と長期化しています。仮に執行猶予判決を得たとしても、その間に交通違反などを理由に懲役刑判決を受ければ、執行猶予は取り消されることになります。被告人にとって重い意味を持つことになります。

冒頭シミュレーション事案でお話ししたように、カルテル談合の関係者とされた場合、数か月に及ぶ任意の聴取、場合によっては逮捕・勾留、さらには刑事被告人の立場に置かれて裁判に臨まなければならないこともあり得ます。刑事手続の進展次第では会社の就業規則により懲戒解雇を含む懲戒処分がなされる可能性もあります。

さらに、会社は、指名停止や営業停止がなされてその間、営業できず、経済的な損失を被ります。加えて、被害者等からの損害賠償請求、公取委からの排除措置命令及び課徴金納付命令、代表取締役の引責辞任、株主代表訴訟の提起がされること

もあります。このように、個人も会社も非常に厳 しい制裁を受ける可能性があるということを、も う一度会社へ持ち帰り周知していただきたいと思 います。

質疑応答

質問 コンプライアンスの取り組みについて、講演中もいくつかご紹介いただきましたが、これまでの有効事例、または佐川先生が有効だと考えられる取り組みをお聞かせください。

佐川 コンプライアンスに関する取り組みとしては、マニュアル作成や独占禁止法研修が一般的ですが、現場の方からは、「こういうことで悩んでを具体的に相談したいことがある」とよく伺います。そこで、単にマニュアルを作成したり一方通行とな独占禁止法研修に留めるのではなく、もうや交交をといるがなどして、弁護士や法務担当を交及たグループディスカッション形式を取り、会社もたグループディスカッション形式を進めている会社の自力は大きいる方向のます。こうした対応を取る場合、その担いかあります。こうした対応を取る場合、その担いからなる法務を中心とした会社の負担は大きもしれませんが、年に複数回、全国の支店等もしれませんが、年に複数回、全国の支店等もの形式での機会を持つことは効果的と思います。

また、どの程度の効果があるのかは明確ではありませんが、社内リニエンシー規定を整備するという実例もあります。仮に自分がとった行為が独占禁止法に違反するという心配がある場合、一定



佐川氏に質問する聴講者

の定められた期限までに会社や法務に申告した場合には、そのことに対して懲戒処分は行わないというものです。こうした社内リニエンシーも、場合によっては効果的だと思います。

質問 会合の性格上、どうしても情報交換を密に する場合も出てくると思うのですが、そうしたと き、何か具体的対策、あるいは効果的な方法があ れば教えてください。

佐川 弁護士を同席させるという業界団体もあります。例えば、業界の常識、慣習として、「これぐらいの情報交換はいいのではないか」と思い込んでいる場合もあると思いますが、外部から見ればそのような情報交換は独占禁止法違反のリスクが高いと判断される場合も往々にしてありますので、外部の弁護士等の目でチェックしてもらうのは1つの方法です。弁護士を同席させないまでも、詳細な議事録を作成することや会合を常時録音することも抑止につながるとは思います。

質問 例えば、OPECなどの中東の国々が石油の 売値を維持するために生産量を話し合いで決めて いるのは国際カルテルではないのですか。

佐川 現在では多くの国が競争法と呼ばれる法律 を持っていますが、そうした法律の効果が及ぶの は個人や法人であり、他国に対して直接効果が及 ぶという整理にはならないと思われます。



質問に答える佐川氏